



平成20年5月15日

各 位

会社名 ダイソー株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 存
コード番号 4046 (東証・大証各第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長
今里 嘉彦
電話06-6110-1560

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員および子会社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に割り当てる新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、平成20年6月27日開催予定の当社第153回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役、従業員および子会社の取締役に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、次の要領により新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、従業員および子会社の取締役

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式600,000株を上限とする。(うち取締役に対する割当分400,000株)

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

600個を上限とする。(うち取締役に対する割当分400個)

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、2.(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

同株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」とする。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日(ただし、取引の成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または、新株予約権の発行日の終値(ただし、当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

1) 当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

2) 当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、減資を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成22年7月1日から平成26年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員または子会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は、これを認めない。
- 3) その他の行使の条件は、同株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加額から1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラックショールズモデルを用いて算定する。

(注) 上記新株予約権の発行につきましては、平成20年6月27日開催予定の当社第153回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。上記以外の新株予約権に関する細目事項については、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上